Make More Sustainable
サステナブルインフラの「いちご」

2023年6月23日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごオフィスリート投資法人
代表者名　執行役員　千葉　恵介
（コード番号 8975）www.ichigo-office.co.jp
資産運用会社名
いちご投資顧問株式会社
代表者名　代表取締役社長執行役員　岩井　裕志
問合せ先　常務執行役員オフィスリート本部長
加茂　勇次
（電話番号　03-3502-4891）

第14回投資主総会における議決権行使結果のお知らせ

いちごオフィスリート投資法人（以下、「本投資法人」という。）は、本日、第14回投資主総会（以下、「本投資主総会」という。）を開催いたしました。本投資主総会における議決権の行使結果について、下記のとおりお知らせいたします。

本投資法人は、投資主の皆様への深い感謝をもって、今後も投資主価値の最大化に全力を尽くしてまいります。

記

1. 決議事項

(1) 本投資法人提案議案（第1号議案から第8号議案まで）（以下、「本投資法人提案」という。）

第1号議案　規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の引き下げ）の件
第2号議案　規約一部変更（譲渡成果報酬の変更）の件
第3号議案　規約一部変更（被合併時成果報酬の変更）の件
第4号議案　規約一部変更（被買収時成果報酬の変更）の件
第5号議案　執行役員　鍵山卓史選任の件
第6号議案　監督役員　丸尾友二選任の件
第7号議案　規約一部変更（役員報酬引き下げおよび投資主総会決議要件の追加）の件
第8号議案　規約一部変更（役員人数上限設定）の件

(2) Berkeley Global, LLC（以下、「BG」という。）からの投資主提案議案（第11号議案から第14号議案まで）（以下、「BG提案」という。）

第11号議案　規約一部変更（被合併時成果報酬及び被買収時成果報酬の廃止並びに合併報酬の新設）の件
第12号議案　執行役員　杉原亨選任の件
第13号議案　監督役員　藤永明彦選任の件
第14号議案　規約一部変更（役員報酬上限設定）の件

（注）BGからの投資主提案議案には、第9号議案「規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の変更）の件」および第10号議案「規約一部変更（譲渡成果報酬の廃止並びに取得報酬及び譲渡報酬の新設）の件」も含まれますが、これらの提案議案については、BGより提案議案を取り下げる旨の申出があり、本投資法人は取下げに同意したうえ、本投資主総会におい

て投資主様のご承認をいただき、これらの議案の上程を撤回いたしました。

2. 議決権の状況

議決権を有する投資主数　20,032名

総議決権の総個数　1,513,367個

3. 議決権行使結果

決議事項	みなし賛成の適用	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（%）	決議結果
本投資法人提案（第1号議案から第8号議案まで）						
第1号議案　規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の引き下げ）の件	あり	1,151,371	84,522	13,299	92.17%	可決
第2号議案　規約一部変更（譲渡成果報酬の変更）の件	あり	1,184,491	64,687	14	94.82%	可決
第3号議案　規約一部変更（被合併時成果報酬の変更）の件	なし	904,454	336,239	22	72.90%	可決
第4号議案　規約一部変更（被買収時成果報酬の変更）の件	なし	904,433	335,405	22	72.95%	可決
第5号議案　執行役員　鍵山卓史選任の件	なし	900,149	348,937	114	72.06%	可決
第6号議案　監督役員　丸尾友二選任の件	なし	901,247	347,838	115	72.15%	可決
第7号議案　規約一部変更（役員報酬上限引き下げおよび投資主総会決議要件付加）の件	なし	1,022,557	218,023	45	82.42%	可決
第8号議案　規約一部変更（役員人数上限設定）の件	あり	926,388	322,790	22	74.16%	可決
BG提案（第11号議案から第14号議案まで）						
第11号議案　規約一部変更（被合併時成果報酬及び被買収時成果報酬の廃止並びに合併報酬の新設）の件	なし	280,343	959,371	40	22.61%	否決
第12号議案　執行役員　杉原亨選任の件	なし	193,172	1,055,860	151	15.46%	否決
第13号議案　監督役員　藤永明彦選任の件	なし	271,485	977,564	150	21.73%	否決
第14号議案　規約一部変更（役員報酬上限設定）の件	なし	88,676	1,130,128	118	7.27%	否決

（注1）「みなし賛成」が適用された各議案（第1号議案、第2号議案および第8号議案）の賛成率は、①本投資主総会の前日までに議決権行使書面をご提出された投資主様および当日出席した投資主様による賛成の議決権の数、ならびに、②「みなし賛成」に関する規定の適用によって賛成するものとみなされた投資主様の議決権の数の合計数を、上述①および②の投資主様の議決権の数の合計数（ただし、無効とされた議決権の数を除きます。）で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しております。

（注2）「みなし賛成」が適用されなかった各議案（第3号議案から第7号議案および第11号議案から第14号議案）の賛成率は、本投資主総会前日までに議決権行使書面をご提出された投資主様および当日出席した投資主様による賛成の議決権の数を、これらの投資主様の議決権の数の合計数（ただし、無効とされた議決権の数を除きます。）で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しております。

（注3）第1号議案から第4号議案、第7号議案および第8号議案、第11号議案ならびに第14号議案は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主様が議決権行使書面をご提出または出席（「みなし賛成」が適用される議案（第1号議案、第2号議案および第8号議案）については「みなし賛成」による出席を含む）し、出席した当該投資主様の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決としております。

（注4）第5号議案および第6号議案、ならびに第12号議案および第13号議案は、議決権行使書面をご提出および出席した投資主数の議決権の過半数の賛成をもって可決としております。

以　上

（ご参考）

投信法第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めております。

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。
   (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
   (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
   (3) 解散
   (4) 投資口の併合
   (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
   (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。